

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体は失敗だったのか？

— 1950年代前半における西ドイツ鉄鋼業界のヴィジョンに着目して —

田中延幸

はじめに

1950年5月9日に発表された「シューマン・プラン」を起点とし、1952年7月23日に「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community: ECSC)が創設された。1958年1月1日には「ヨーロッパ原子力共同体」(European Atomic Energy Community: EURATOM)とともに「ヨーロッパ経済共同体」(European Economic Community: EEC)も創設された。ところが、ECSCがEECへと単線的に発展したわけではなかった¹。それどころか、EECの成立はECSCの失敗の帰結であるという評価さえ存在する²。

しかし、ECSCは果たして失敗し、単なる遺

物と化したのであろうか³。本稿は以下のことから、すでにEECの成立が展望されていた1950年代前半に西ドイツ鉄鋼業界がヨーロッパ統合に対してどのようなヴィジョンを有していたか明らかにすることを通じて、ECSCが、固有の意義を有する制度として成功裏に存続したという解釈を提示することを課題とする。

ビューラー(W. Bühler)は、ECSCの成立後、域内において、粗鋼生産が拡大するとともに⁴、石炭・鉄鋼の貿易が著しく拡大したことを根拠に⁵、ECSCの経済効果について概ね肯定的に評価し、ECSCは経済面において失敗していなかったと強調している。その上で、ビューラーは、ECSCに対する批判は、経済面における失敗(経済政策上の誤り)ではなく、ECSC

¹ ECSCの成立段階においては、統合の対象が石炭・鉄鋼部門から次第に他の部門に拡大し、やがて経済全体の統合が実現されるというヨーロッパ統合の波及的拡大が想定され、「部門統合」の漸次的な拡大がヨーロッパ統合の方法とされた。しかし、EECの成立段階においては、「全般的統合」を一挙に実現するという方法がとられた。ただし、EECに組み込まれた「共通農業政策」(Common Agricultural Policy: CAP)は、農業共同市場を開設した上で、統一価格支持制度によって農産物価格の大幅な変動を回避し、可変課徴金によって域外の安価な農産物から域内の農産物を保護するものであり、あたかも部門統合方式に基づく「ヨーロッパ農業共同体」であるかのような制度として成立した。他方、一般に、「超国家性」が後退し、「政府間協力」の傾向がいつそう強まったと理解されている。

² Bühler, Werner, "Die Montanunion-ein Fehlschlag?: Deutsche Lehren aus der EGKS und die Gründung der EWG", in; Trausch, Gilbert (Hrsg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom: Pläne und Initiativen, Enttäuschungen und Mißerfolge: Beiträge des Kolloquiums in Luxemburg 17.-19. Mai 1989*, Baden-Baden, 1993, p. 75.

³ 1965年4月8日に調印された「ヨーロッパ諸共同体単一理事会・委員会設立条約」(ブリュッセル条約)が1967年7月1日に発効し、ECSC、EEC、EURATOMの3共同体は「ヨーロッパ共同体」(European Communities: EC)と総称されるようになった。こうして、ECが成立した。とはいえ、ECの成立は組織上の改編にすぎず、ECSC、EEC、EURATOMはECの成立後も基本的に存続した。島田悦子「欧州石炭鉄鋼共同体」大西健夫・岸上慎太郎編『EU—統合の系譜』早稲田大学出版部、1995年、52頁。

⁴ 1952年におけるECSC域内の粗鋼の全生産量が4,190万トン、1957年におけるECSC域内の粗鋼の全生産量が5,980万トンであり、その間の増加率は42.7%であった。

⁵ ECSCにおいて1953年2月10日に石炭共同市場が開設され、同年5月10日に鉄鋼共同市場が開設された。このことも、ECSC域内における石炭・鉄鋼の貿易の著しい拡大に寄与したであろう。

第1表 ECSC加盟6カ国における粗鋼生産の拡大

(単位：100万トン)

	フランス	西ドイツ		ベルギー	ルクセンブルク	オランダ	イタリア
		ザール	ザール以外				
1952年	10.9	2.8	15.8	5.2	3.0	0.7	3.5
1957年	14.1	3.5	24.5	6.3	3.5	1.2	6.8
増加率 (%)	29.3	25.0	55.0	21.1	16.6	71.4	94.2

出所：島田悦子「欧州石炭鉄鋼共同体」大西健夫・岸上慎太郎編『EU—統合の系譜』早稲田大学出版部、1995年、51頁より作成

第2表 ECSC域内における石炭・鉄鋼の貿易の拡大

(単位：100万トン)

	石炭	コークス	鉄鉱石	屑鉄	鉄鋼製品
1952年	16.3	8.1	9.4	0.4	2.1
1957年	19.8	9.3	14.3	1.1	5.7
増加率 (%)	21.4	14.8	52.1	175.0	171.4

出所：島田悦子「欧州石炭鉄鋼共同体」大西健夫・岸上慎太郎編『EU—統合の系譜』早稲田大学出版部、1995年、50頁より作成

の「最高機関」(High Authority)の性格を「ディリジスム」的なものとみなす「誤解」から生まれたと指摘している⁶。

ビューラーの研究は、ECSCを歴史的に評価することがいかに難しいかを物語っている。しかし、ECSCの制度としての特徴が、西ドイツ鉄鋼業界の立場も反映したものであったことを踏まえれば⁷、ECSCが、少なくとも西ドイツ鉄鋼業界にとって固有の意義を有する制度として成立したと論じることは可能である。さらに、西ドイツ鉄鋼業界がECSCの成立後も根本において従来からの立場を維持し、その立場が、ヨーロッパ統合に対する西ドイツ鉄鋼業界のビジョンの基底をなしていたということを明

らかにすることができれば、ECSCは、固有の意義を有する制度として存続したと論じることも可能となるであろう。

I 第二次世界大戦後における国際カルテル構想とヨーロッパ統合構想

第二次世界大戦後、西ヨーロッパの鉄鋼業界において「民間の協定の伝統」は生き続けていた。ドイツ鉄鋼業界においても、国際鉄鋼カルテルであった1920年代の「国際粗鋼共同体」(Internationale Rohstahlgemeinschaft: IRG)、および、1930年代の「国際粗鋼輸出共同体」(Internationale Rohstahlexportgemeinschaft:

⁶ Bühner, op. cit., pp. 75-90.

⁷ 拙稿「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体成立過程と西ドイツ鉄鋼業界—カルテル・企業集中問題を中心に」『歴史と経済』第229号、2015年10月、拙稿「シューマン・プランと西ドイツ鉄鋼業界—生産・投資・価格へのヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の介入をめぐる」『歴史と経済』第236号、2017年7月参照。

IREG)は国際経済協力の最も有力なモデルであった⁸。そのため、戦間期の国際鉄鋼カルテルをモデルとする国際経済協力の形式は、ヨーロッパ統合の方法の選択において、有力な選択肢となりうるものであった⁹。とはいえ、戦後のヨーロッパ統合構想は、単に、旧いタイプの国際カルテルの編成を提唱するものではなかった。

戦後、ヨーロッパ統合を目指す動きは当面、民間の諸団体を中心に活発化した。1948年5月には「統一ヨーロッパ運動」、「ヨーロッパ経済協力連盟」、「ヨーロッパ連邦主義者同盟」、「統一ヨーロッパ・フランス評議会」、「新国際グループ」、「ヨーロッパ議員同盟」がオランダ・ハーグにおいて「ヨーロッパ会議」(ハーグ会議)を主催した¹⁰。その後、これら6団体は「ヨーロッパ運動」(European Movement)を結成した¹¹。

ヨーロッパ運動は、ヨーロッパ統合(経済統合)について具体的に検討するために、1949年4月19日から25日にかけてイギリス・ロンドンのウェストミンスターにおいて「経済会議」(ウェストミンスター経済会議)を開催した。

この会議は、「通貨・金融委員会」、「社会・通商委員会」、「基礎産業委員会」、「農業委員会」、「海外領土関係委員会」、「制度・機構委員会」の各決議案を採択した¹²。それらの中でも、国際カルテル構想とヨーロッパ統合構想の関連という点では、基礎産業委員会の決議案が重要である¹³。

基礎産業委員会においては、西ヨーロッパ経済の復興と発展に寄与する基礎産業を共同管理のもとに置くということについて見解が一致していた。ただし、共同管理のための組織の設立については、産業組織を設立するという立場と、公的機関を設立するという立場が対立した¹⁴。

そのため、基礎産業委員会は、石炭、鉄鋼、電機、運輸という4つの産業に、次の3つの組織を設立することを決議案とした。第一は、主に生産、投資、価格に関する基本政策を決定する「ヨーロッパ公的機関」である。第二は、企業、労働者、消費者、一般利益の代表によって構成される「諮問機関」である。第三は、企業の代表によって構成される「アンタント」(産業組織)である。アンタントの役割は、公開性とヨーロッパ公的機関による監督を条件に、主

⁸ 1926年にドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ザールによって結成された IRG は、生産割当による生産調整を実施した。IRG を引き継ぐ形で 1933 年に結成された IREG は、国内の生産および販売については各加盟国の裁量に委ねる一方で、域外への輸出について輸出市場の分割と輸出価格の調整を実施した。1935年にイギリスが IREG に加盟し、1938年にはアメリカも、限定的であったとはいえ、IREG と協調関係に入った。IRG および IREG の詳細については、工藤章「国際粗鋼共同体(1926-1932年)とドイツ鉄鋼業—東京大学教養学部社会科学科『社会科学紀要』第32輯、1982年3月、工藤章『20世紀ドイツ資本主義—国際定位と大企業体制』東京大学出版会、1999年、129-195頁、中垣勝臣「戦間期フランス鉄鋼業の組織化と経営者活動」早稲田商学同攻会『早稲田商学』第386号、2000年9月参照。戦間期におけるヨーロッパ統合構想と国際カルテルの関連については、廣田功「戦間期フランスのヨーロッパ経済統合構想」秋元英一・廣田功・藤井隆至編『市場と地域—歴史の視点から』日本経済評論社、1993年、小島健「国際工業カルテルと国際連盟」藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会、1994年参照。

⁹ Bührer, Werner, *Ruhrstahl und Europa: Die Wirtschaftsvereinigung Eisen- und Stahlindustrie und die Anfänge der europäischen Integration 1945-1952*, München, 1986, pp. 156-160.

¹⁰ ハーグ会議については、小島健「欧州統合運動とハーグ会議」東京経済大学経済学会『東京経大会誌』第262号、2009年3月参照。

¹¹ 小島健「1949年の欧州統合構想—ウェストミンスター経済会議決議の分析」東京経済大学経済学会『東京経大会誌』第277号、2013年2月、191頁。

¹² 同上、191-193頁。

¹³ 社会主義者であったアンドレ・フィリップ(André Philip)が基礎産業委員会の議長を務めた。

¹⁴ Bührer, *op. cit.*, pp. 160-161; 廣田功「ヨーロッパ統合構想の展開とフランス経済学(1920-40年代)」廣田功編『現代ヨーロッパの社会経済政策—その形成と展開』日本経済評論社、2006年、114-115頁。

に、生産を需要に合わせることに、専門化や標準化などを通じて生産性を向上させること、生活水準を向上させるために生産費を引き下げることであった¹⁵。

こうして、基礎産業委員会は、公的共同管理を基本としながら労働者や消費者などの参画もともなう新しいタイプの国際カルテルの編成を決議案とした。したがって、ウェストミンスター経済会議は、重要基幹産業との関連では、新しいタイプの国際カルテルに基づくヨーロッパ統合を提唱するものであった。

その後、政治家や高級官僚もヨーロッパ統合において重要な役割を果たすようになった。1950年5月9日にはフランス外相ロベール・シューマン (Robert Schuman) によって、石炭・鉄鋼の生産を一つの共同の最高機関のもとに置くことを提唱するシューマン・プランが発表された。シューマン・プランは、ウェストミンスター経済会議基礎産業委員会の構想との関連性を示すものでもあった。ただし、シューマン・プランはウェストミンスター経済会議基礎産業委員会の構想よりも公的共同管理の要素を前面に押し出していた¹⁶。

II シューマン・プランに対する西ドイツ鉄鋼業界の立場

西ドイツ鉄鋼業界の経営者団体であった「鉄鋼業経済連合」(Wirtschaftsvereinigung Eisen- und Stahlindustrie: WVESI) は1950年6月21日付の見解において最高機関の設置

に言及した。WVESIは、最高機関に「異常な」責任と権限が付与されることになっていると指摘し、最高機関の構成および議決権比率に関する問題を取り扱うことが重要であるとの認識を示した。

もっとも、WVESIは、最高機関が各国同数代表で構成されることになっていると指摘した。その上で、WVESIは、最高機関の構成は「政治的基準」に基づいて決定されることになるとしても、最高機関における参加国の議決権比率は「経済的基準」に基づいて決定されることになるということも考慮に入れ、どのような基準が西ドイツにとって最も有利なものになるか把握しておかなければならないと強調した。この点について、WVESIは、フランス、西ドイツ、ベネルクス三国(ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)、イタリアという参加予定国の石炭・鉄鋼業の「比重」が議決権比率決定の基準とされ、直近の時期における「比重」が算出されることが西ドイツにとって最も有利であると指摘した¹⁷。

さらに、WVESIは、1950年第一四半期における次の3つの数値が、参加予定国の石炭・鉄鋼業の「比重」に関する明確なイメージをもたらし、それらの数値の対比が、最高機関における各国の議決権比率の決定の手がかりになりうるとの認識を示した。第一は、参加予定国の鉄鉱石、石炭、コークスの全生産量に占める各国の割合である。第二は、参加予定国の銑鉄、粗鋼、圧延製品の全生産量に占める各国の割合である。第三は、参加予定国の鋳業(鉄鉱石、褐

¹⁵ Bühner, *op. cit.*, p. 161; 廣田「ヨーロッパ統合構想の展開とフランス経済学(1920-40年代)」、113-115頁、小島「1949年の欧州統合構想」、196-197頁。

¹⁶ ウェストミンスター経済会議基礎産業委員会の構想とシューマン・プランの関連性については、小島「1949年の欧州統合構想」、197頁も参照。

¹⁷ Politisches Archiv des Auswärtigen Amtes (以下 PAAA と略), Sekretariat für Fragen des Schuman-Plans (B15), Bd. 47, Schreiben der WVESI an Blankenhorn vom 27. 10. 1951, Anl., WVESI (Hrsg.), *Untersuchungen zum Schuman-Plan*, Düsseldorf, 1951, "Zum Aufbau der Hohen Behörde", p. 12. この『シューマン・プラン研究』は、WVESIが、西ドイツ政府ないし代表団への提出を前提に、その都度作成した文書や資料のうち、残されていたものを一つにまとめて1951年10月に刊行したものである。

炭、石炭、コークス) および鉄鋼業における全被雇用者数に占める各国の割合である¹⁸。

ただし、WVESI は、参加予定国にイギリスも加えた場合、上記の3つの数値のいずれにおいてもイギリスが西ドイツを上回ると指摘した¹⁹。その上で、WVESI は、イギリスがシューマン・プランに参加することになればなおさらのこと、ある国の極めて重大な利益が損なわれる場合に最高機関の決定を停止することを可能にする「拒否権」が過渡期に設けられることが必要であるとの認識も示した²⁰。

ここで重要なことは、WVESI が国益の観点から、最高機関の決定ないし活動が制限されることを追求していたということである。このことは、WVESI が最高機関の設置自体には反対していなかったということも意味する。

最終的には、最高機関は、加盟国の国民の中から選任される任期6年の9名のメンバーによって構成されることになり、同一国籍の最高機関のメンバーは2名以内とされた。さらに、最高機関の議決はメンバーの多数決によって行われることになった。また、最高機関は「決定」、「勧告」、「意見」を発することになった。決定は拘束力を有することになった。勧告は、目的について拘束力を有することになったもの

の、目的を達成するための方法は、勧告を受けた側に委ねられることになった。意見は拘束力を有しないことになった²¹。

もっとも、とりわけベルギーおよびオランダが、最高機関を政府間機関のもとに置くことを要求したことから、加盟国政府の利益を代表する機関として、各国1名ずつの政府代表(経済閣僚)によって構成される「閣僚理事会」(Council of Ministers) が設置されることになった²²。閣僚理事会は、加盟国政府の行動と最高機関の行動を調和させるために、最高機関と情報を交換し、協議を行うことになった。さらに、最高機関は、場合によっては、任務の遂行において閣僚理事会の同意を必要とすることになった。換言すれば、最高機関は事実上、閣僚理事会の了承を得ながら、任務を遂行することになった²³。

また、各加盟国の議会が自国議員の中から任命する代議員によって構成される「共同総会」(Common Assembly) が設置されることになった。共同総会は、最高機関によって提出される一般報告に対して不信任決議を行うことができ、その場合、最高機関は総辞職することになった²⁴。さらに、閣僚理事会が2年の任期で任命する企業、労働者、消費者、販売業者の代表

¹⁸ 第一の数値については、フランスの数値(割合)が35.8%、ザールの数値(割合)が5.0%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が43.3%であった。第二の数値については、フランスの数値(割合)が27.9%、ザールの数値(割合)が6.3%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が36.6%であった。第三の数値については、フランスの数値(割合)が28.0%、ザールの数値(割合)が5.1%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が42.2%であった。

¹⁹ 第一の数値については、イギリスの数値(割合)が33.4%、ザールの数値(割合)が3.2%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が28.1%であった。第二の数値については、イギリスの数値(割合)が34.8%、ザールの数値(割合)が4.1%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が23.9%であった。第三の数値については、イギリスの数値(割合)が38.5%、ザールの数値(割合)が3.1%、ザールを除く西ドイツの数値(割合)が26.0%であった。

²⁰ PAAA, B15, Bd. 47, WVESI (Hrsg.), *Untersuchungen zum Schuman-Plan*, Düsseldorf, 1951, "Zum Aufbau der Hohen Behörde", pp. 15-16.

²¹ 島田、前掲論文、45頁。

²² 小島健「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の誕生—ベルギーの対応を中心として」『土地制度史学』第134号、1992年1月、7-8頁。

²³ 島田、前掲論文、46頁。

²⁴ 共同総会は、EEC および EURATOM の成立後、3共同体共通の「総会」(Assembly) となり、「ヨーロッパ議会」(European Parliament) の母体ともなった。共同総会については、島田、前掲論文、46-47頁参照。

によって構成される「諮問委員会」(Consultative Committee) が設置されることになり、諮問委員会は最高機関を補佐することになった²⁵。

こうして、ECSCにおいて加盟国政府の役割が増大し、国益を重視する傾向が強まった。さらに、利害関係者の代表も ECSC に派遣されることになった。これらのことは、最高機関の設置に対する WVESI の立場を考慮すれば、WVESI にとっても重要であったであろう。しかし、WVESI にとって、より重要なことは他にあった。

WVESI は、共同体域内の企業に自由が大幅に保障され、カルテル的共同調整が共同体レベルでの危機的状況に限定されることを志向していた²⁶。また、WVESI は、企業集中が促進され、必要とあればカルテルが例外的に容認されることも志向していた²⁷。そのような WVESI の基本的立場は、西ドイツも参加したシューマン・プラン交渉を通じて ECSC の特質の形成に作用した。したがって、ECSC の制度的特質は、WVESI の立場を反映したのもでもあった。

最高機関は供給不足時に最高価格や供給割当の決定を行い、過剰生産時に最低価格や生産割当の決定を行うことになった。さらに、最高機関は、他人資金による投資を審査し、好ましくないものを抑制する権限をもつ一方で、自己資金による投資を抑制する権限をもたなかった。端的には、ECSC は、経営の自由を大幅に保障し、共同体全域に及ぶ危機的状況において必要とあればカルテル的共同政策を発動することを特質とする制度となった²⁸。

また、企業集中は原則的に最高機関の事前の

認可を受けることになったものの、競争力改善の観点からも共同体域内の既存の企業規模を基準に企業集中が容認されることになった。さらに、カルテルが原則的に禁止されながらも、特定の条件が満たされたとき最高機関が判断すれば、カルテルが容認されることになった。端的には、ECSC は、企業集中を促進することばかりではなく、必要とあればカルテルを例外的に容認することも特質とする制度となった²⁹。

したがって、ECSC は、WVESI にとって固有の意義を有する制度として成立した。とりわけ国際カルテル機能の発揮という点では、共同体全域に及ぶ危機的状況において必要とあればカルテル的共同政策を発動するという ECSC の制度的特質が WVESI にとって重要であった。とはいえ、WVESI は、経営者ないし経営者団体の影響力を十分に確保することも追求していた。

Ⅲ 西ドイツ鉄鋼業界のヨーロッパ統合構想

1 ECSC に対するフランス鉄鋼業界の批判

1954年1月29日から2月1日にかけて第2回ウェストミンスター経済会議が開催された。その後も西ドイツ産業界の代表とフランス産業界の代表の間で協議が重ねられ、3月29、30日にはパリにおいて両者の間で詳細な協議が行われた。この協議へのフランス側の出席者の大半は鉄鋼業界の関係者であり、「フランス鉄鋼協会」(Chambre Syndicale de la Sidérurgie Française) を代表したピエール・リカール

²⁵ 諮問委員会については、島田、前掲論文、47頁参照。

²⁶ 拙稿「シューマン・プランと西ドイツ鉄鋼業界」参照。

²⁷ 拙稿「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体成立過程と西ドイツ鉄鋼業界」参照。

²⁸ 拙稿「シューマン・プランと西ドイツ鉄鋼業界」参照。

²⁹ 拙稿「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体成立過程と西ドイツ鉄鋼業界」参照。

(Pierre Ricard) がフランス側の主な代弁者となった³⁰。

リカールは、フランスにおいて、ヨーロッパ統合に対する「不安」が生じていると指摘し、その主な理由として、ECSC に対する「失望」を挙げた³¹。さらに、リカールは、ECSC の「実験」がフランス鉄鋼業界にとって「非常に悪い」結果に終わったと指摘し、それが、より慎重にヨーロッパ統合を進めることを正当化しているとの見方を示した³²。

このことから、ECSC が重要な議題になり、リカールは ECSC の問題点として主に次の 2 つのことを指摘した。第一は、「個別産業部門の協力」を得ようとしめない最高機関議長ジャン・モネ (Jean Monnet) の態度である³³。この点について、リカールは、自身も参加した第 1 回ウェストミンスター経済会議を称賛し、その会議においては労働者の代表とも、ヨーロッパ統合の実現のために「様々な産業界の共同作業」が必要であるということについて見解が一致していたと強調した。第二は、「各国相互の社会立法および経済立法の調和の欠如」である。この点について、リカールは、とりわけ石炭業においてフランスと西ドイツの間で「社会的負担」(社会保障分担金) の平準化が実現されていないと強調した³⁴。

2 西ドイツ鉄鋼業界の対応

1954 年 3 月 29、30 日における協議のあと、

アウグスト・テュッセン=ヒュッテ (August Thyssen=Hütte) の経営者であったハンス=ギュンター・ゾール (Hans-Günther Sohl) は 1954 年 4 月 3 日付で西ドイツ首相コンラート・アデナウアー (Konrad Adenauer) に書簡を送付し、ECSC、ならびに、ヨーロッパ統合の進展に対するフランス産業界 (鉄鋼業界) の態度に関する書簡も同封した。もともと、ゾールはアデナウアーと事前に協議を行っていた。さらに、フランス側の態度に関するゾールの書簡は、アデナウアーに宛てられたものでありながら、アデナウアーの要請によって、場合によっては、フランス外相ジョルジュ=オーギュスタン・ビドー (Georges-Augustin Bidault) に転送されるようになっていた³⁵。しかし、この書簡について重要なことは、ゾールが西ドイツ側の見解に比重を置いていたということである。

ゾールは、3 月 29、30 日の協議においてフランス側から、それまでの ECSC の活動に対して激しい批判が浴びせられたことに言及し、フランス側の不満は、ヨーロッパ統合の進展に対するフランス側の態度に悪影響を及ぼすとの見方を示した。その上で、ゾールは、フランス側の異議申し立てには、主に次の 2 つの不満がかかわっていると指摘した³⁶。

第一は、フランス側では、シューマン・プランの趣旨にそって、参加諸国の立法のもとにある様々な問題が処理されることが必要であるとみなされていたにもかかわらず、しかるべき措

³⁰ Möller, Horst und Hildebrand, Klaus (Hrsg.), *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente 1949-1963, Band 2, Wirtschaft* (以下 BDFD2 と略), München, 1997, Dok. Nr. 288, Geschäftsführender Gesellschafter von „Klöckner & Co.“ Henle an Bundeskanzler Adenauer, 1. 4. 1954.

³¹ *Ibid.*

³² BDFD2, Dok. Nr. 287, Geschäftsführender Gesellschafter von „Klöckner & Co.“ Henle, Aufzeichnung, 30. 3. 1954.

³³ モネはフランス計画庁長官でもあり、シューマン・プランの発案者と目されている。

³⁴ BDFD2, Dok. Nr. 287, Geschäftsführender Gesellschafter von „Klöckner & Co.“ Henle, Aufzeichnung, 30. 3. 1954.

³⁵ Bundesarchiv Koblenz, Bundeskanzleramt (B136), Bd. 8357, Schreiben Sohls an Adenauer vom 3. 4. 1954.

³⁶ *Ibid.*

置が講じられていないということである。この点について、ゾールは、西ドイツ側がフランス側に、「まさに、いくつかの周辺領域における調和の欠如という事実こそが、より限局されたシューマン・プランの領域を超えた、さらなる経済統合が必要とされていることの証拠である」と言明したことに言及した³⁷。すなわち、フランス鉄鋼業界が加盟国の社会立法および経済立法の調和の欠如を問題にしたことを受け、西ドイツ鉄鋼業界は、とりわけ鉄鋼部門と密接に関連する諸産業部門の調和の欠如を問題にし、全産業部門を包摂するヨーロッパ統合の必要性を主張した。

第二は、加盟国の「産業グループ」が ECSC の活動に十分に関与していないということである。この点について、ゾールは次の2つのことを付け加えた。第一は、ECSC の活動は広範囲に及んで当該産業界に委ねられ、最高機関の役割は監督および調停に限定されるべきであるとみなされているということである。第二は、ヨーロッパ統合が進展した場合、「経済サークル」の影響力が、それまでの ECSC の活動から看取されるほど強く抑制されることが望まれていないということである。

続けて、ゾールは、ECSC の成功が「当該産業界の積極的な協力、および、それらの共同作業の積み重ね」にかかっていることに疑問の余地はないとの認識を示し、ヨーロッパ統合の進展のためにもフランス側の希望が可能な限り顧慮されるべきであると強調した。さらに、ゾールは、西ドイツ側には、フランス側との「可能な限り緊密かつ友好的な共同作業に対する用意と意思」があり、その努力が西ドイツ政府によって支持されるであろうと言明したことに言及した。その上で、ゾールは、西ドイツ政府およびフランス政府が、「当該産業界の指導的か

つ責任のある関与、および、それらの緊密な共同作業の積み重ね」を促進しようとしていると表明することが「状況の緩和」に寄与しようとの見方を示した³⁸。

すなわち、西ドイツ鉄鋼業界は、ECSC に対する加盟国の当該産業界の関与が不十分であることを問題にしたフランス鉄鋼業界に同調し、ECSC に対する加盟国の当該産業界の協調的関与を強化しようとした。さらに、西ドイツ鉄鋼業界は、それを突破口として、ヨーロッパ統合の進展に対するフランス側の態度の軟化を引き出しつつ、全産業部門を包摂するヨーロッパ統合に対する加盟国の産業界の十分な影響力を確保しようとした。

ここで重要なことは、西ドイツ鉄鋼業界が、ECSC に対するフランス鉄鋼業界の批判を梃子として統合路線の修正を追求したことである。しかし、西ドイツ鉄鋼業界は、共同体全域に及ぶ危機的状况において必要とあればカルテルの共通政策を発動するという ECSC の制度的特質に対して異議を申し立てなかった。このことも考慮すれば、西ドイツ鉄鋼業界は、そのような ECSC の制度的特質を基盤とし、それを全産業部門に拡大して産業界の十分な協調的関与も確保することを志向していたということになるであろう。したがって、ヨーロッパ統合に対する西ドイツ鉄鋼業界のビジョンは、全産業部門を包摂し、産業界の十分な協調的関与もともなう危機管理型カルテル的共同調整を基調とするものであった。

確かに、全産業部門の包摂と産業界の十分な協調的関与という修正要求は、EEC の成立が展望されるなか、当然のことながら実現されることはなかった。ただし、ECSC の枠組みに限れば、当該産業界の協調的関与という修正要求はのちに一定程度、実現されることになる。

³⁷ Ibid.

³⁸ Ibid.

ECSCは、1973年の石油危機以降、長期的な不況に陥ったヨーロッパにおいて「鉄鋼危機」が深刻化したことを受け、1977年から共通鉄鋼政策を開始した。さらに、ECSCは1980年10月に「明白な危機」を宣言し、1988年6月にかけて主要4品目について生産割当を実施するに至った。その際、ヨーロッパ・レベルの鉄鋼業の経営者団体、ならびに、各加盟国の鉄鋼業の経営者団体が、ECSCによる生産割当の実施に協力した³⁹。

しかし、必要とあればカルテル的共同調整を通じて、共同市場における危機を管理するという西ドイツ鉄鋼業界の立場が、ヨーロッパ統合に対する西ドイツ鉄鋼業界のヴィジョンの基底をなし、西ドイツ鉄鋼業界が根本において従来からの立場を維持していたということも看過されてはならない。このことは、ECSCが、西ドイツ鉄鋼業界にとって固有の意義を有する制度として存続したということの意味する。

おわりに

第二次世界大戦後、国際カルテル構想とヨーロッパ統合構想は密接に関連した。シューマン・プランにも、国際カルテル構想とヨーロッパ統合構想の接合という側面があったことは確かである。

シューマン・プランを受け、西ドイツ鉄鋼業界は、とりわけ国際カルテル機能の発揮との関連では、共同体域内の企業に自由が大幅に保障され、カルテル的共同調整が共同体レベルでの危機的状况に限定されることを志向した。この立場が、西ドイツも参加したシューマン・プラン交渉を通じてECSCの特質の形成に作用した結果、ECSCは、国際カルテル機能の発揮との関連では、経営の自由を大幅に保障し、共同体全域に及ぶ危機的状况において必要とあればカ

ルテル的共同政策を発動することを特質とする制度として成立した。したがって、そのようなECSCの制度的特質は、西ドイツ鉄鋼業界の立場を反映したものであり、ECSCは、西ドイツ鉄鋼業界にとって固有の意義を有する制度として成立した。

また、ECSCの機関として、最高機関の他に、閣僚理事会、共同総会、諮問委員会も設置された。こうして、加盟国政府の役割がECSCにおいて増大し、利害関係者の代表もECSCに派遣された。このことは西ドイツ鉄鋼業界にとっても重要であった。

とはいえ、西ドイツ鉄鋼業界は、経営者ないし経営者団体の影響力を十分に確保することも追求していた。このことから、西ドイツ鉄鋼業界はECSCの成立後、ECSCに対するフランス鉄鋼業界の批判を梃子として統合路線の修正を追求した。

西ドイツ鉄鋼業界は、鉄鋼部門と密接に関連する諸産業部門の調和の欠如をECSCの問題として、加盟国の社会経済立法の調和が欠如しているとのフランス鉄鋼業界の批判に對置し、全産業部門を包摂するヨーロッパ統合の必要性を主張した。また、西ドイツ鉄鋼業界は、ECSCに対する加盟国の当該産業界の関与が不十分であるとのフランス鉄鋼業界の批判に同調し、ECSCに対する加盟国の当該産業界の協調的関与の強化を求めた。さらに、西ドイツ鉄鋼業界は、それを突破口として、全産業部門を包摂するヨーロッパ統合に対する加盟国の産業界の十分な影響力の確保も求めた。

しかし、西ドイツ鉄鋼業界は、共同体全域に及ぶ危機的状况において必要とあればカルテル的共同政策を発動するというECSCの制度的特質に対して異議を申し立てなかった。したがって、西ドイツ鉄鋼業界は、そのようなECSCの制度的特質を基盤とし、それを全産業部門に括

³⁹ 島田、前掲論文、53-54頁。

大して産業界の十分な協動的関与も確保することを志向していた。換言すれば、西ドイツ鉄鋼業界はヨーロッパ統合に対して、全産業部門を包摂し、産業界の十分な協動的関与もともなう危機管理型カルテル的共同調整を基調とするヴィジョンを有していた。

確かに、全産業部門の包摂と産業界の十分な協動的関与という修正要求は、EECの成立が展望されるなか、実現されることはなかった。しかし、必要とあればカルテル的共同調整を通じて、共同市場における危機を管理するという西ドイツ鉄鋼業界の立場が、ヨーロッパ統合に対する西ドイツ鉄鋼業界のヴィジョンの基底をなし、西ドイツ鉄鋼業界は根本において従来からの立場を維持していた。したがって、ECSCは、少なくとも西ドイツ鉄鋼業界にとって固有の意義を有する制度として成功裏に存続した。